

## 第39号議案

### 損害賠償の額の決定について

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

豊川市長 竹本幸夫

### 記

#### 1 事件の概要

平成29年5月16日豊川市立代田小学校において、学校行事のトーチトワリング（火の舞）のリハーサルをしていたところ、トーチ棒の火が相手方のズボンの裾に燃え移ったことにより相手方が左下肢に火傷を負い、その痕が残ったもの

#### 2 損害賠償の額

2,500,000円

#### 3 損害賠償の相手方

豊川市在住の10代女性